

～申請書の提出にあたって～

（譲渡日が令和5年12月31日以前の場合）

・提出前のチェックシートとしてや、必要書類の確認等にご活用下さい。

申請書及び必要書類について

様式1：相続した空き家を耐震リフォームして（元々耐震性があつた場合は除く）売却した場合

様式2：相続した空き家を取り壊し、更地にした後、売却した場合

	添付書類	入手先	コピー	区の確認内容／注意点等	様式1	様式2
○	被相続人居住用家屋申請書	ウェブサイト			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1	被相続人の除票住民票	中野区役所、地域事務所等	不可	被相続人の死亡日、死亡時の居所を確認します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	相続人(全員)の住民票	相続人の方がお住まいの市役所、区役所など	不可	主に相続開始の直前から取壊日までの間、相続人が対象家屋に居住していなかったことを確認します。 ・取壊（譲渡）後に住民票を取得して下さい。 ・相続人が複数いる場合は相続人全員の住民票の写しが必要です。 ・被相続人の死亡時以降に居住地を2回以上移転している場合、戸籍の附票が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	土地等の売買契約書の写し	-	可	解体後の敷地等の譲渡日を確認 原則、取壊日より後であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	閉鎖事項証明書の写し	法務局	不可	相続した家屋の取壊日を確認 未登記物件等により閉鎖事項証明書の取得が困難な場合は、除却工事契約書、建物滅失証明書等が別途必要です。	-	<input type="checkbox"/>
5	以下の(i)又は(ii)のいずれか(※1)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(i)電気、ガス、水道(どれか1つ)の閉栓証明書等 ※2	電力、ガス会社 水道局など	可	家屋を事業用等に使用しておらず、空き家であったことを確認します(閉栓等の日付が死亡日から取壊日までの間であること)		
	(ii)仲介業者の広告	仲介業者	可	仲介業者の広告の場合「現況空家」等、広告から空き家であることが確認できること。		

6	更地の写真	工事業者など	可	敷地を事業用に使っていないことを確認します。家屋の取壊後（更地）の写真であること（撮影の日付が必要（手書き可））	-	<input type="checkbox"/>
---	-------	--------	---	--	---	--------------------------

【平成31年4月1日以降の譲渡において、被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、以下の7～9の書類が必要になります。】

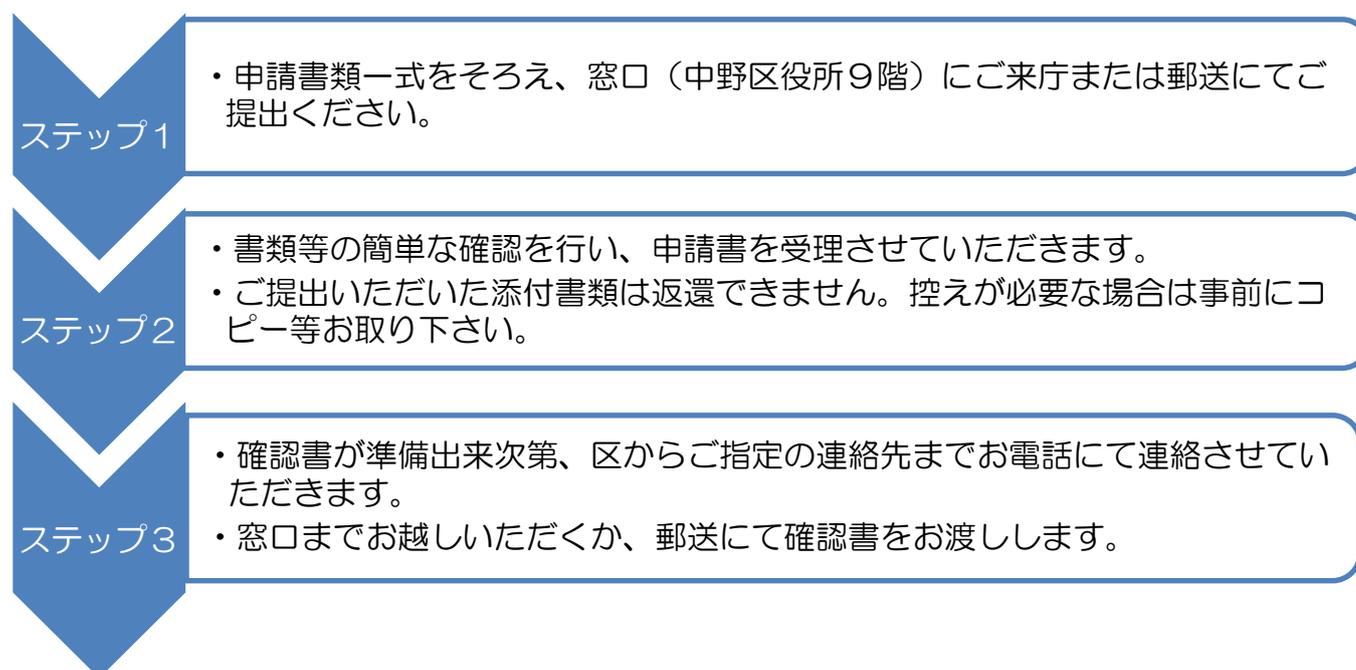
7	介護保険被保険者証の写し又は障害福祉サービス受給者証の写し	入所施設等	可	要介護・要支援・障害支援区分等の認定を受けていたことを確認します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	施設入所時の契約書の写し	-	可	施設名称、所在地、種類等を確認します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	(i)又は(ii)のいずれか		可	被相続人が老人ホームに入所後から相続開始の直前までについて、家屋を一定使用し、かつ事業用等に使用していなかったことについて確認します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(i)電気・ガスの閉栓証明書、水道（どれか1つ）の使用廃止届出書	電力、ガス会社 水道局など				
	(ii)老人ホーム等が保有する外泊・外出等の記録	入所施設等	可			

※1 (iii)の書式は原則、中野区では条件に沿うものはありません。

※2 契約事業者によっては閉栓等に関する証明書の発行が難しい場合があります。

その場合は、相続時から譲渡時までの間に電気等を閉栓したことが確認出来る情報が記載されている文書等でも代用が出来ることもあります。下記担当までご相談下さい。

申請までの流れ



※郵送をご希望の場合、返信用封筒（送付先の住所・氏名を記載）をあわせてご用意ください。

個人情報に記載された重要な書類であるため、配達記録が確認できる方法（簡易書留やレターパック等）を推奨しています。

諸注意等

- ・申請から確認書の交付まで1週間程度かかります。期間に余裕を持って申請をお願いします。（審査の関係上、当日の即日交付はできません。）
- ・相続人が複数（共有名義）の場合は、相続人毎に各々申請書を作成してください。
- ・転居時に合わせて戸籍の異動も行っている場合は、現本籍地の戸籍の附票だけでは住所異動履歴が確認できず、前本籍地での附票等の取得が必要になる事があります。
- ・区では対象の物件が、相続時に空き家であったことを証明する書類を発行することになります。
控除特例の適用の可否についてのお問い合わせ等、税制そのものに対する質問は税務署等へお問い合わせ下さい。
- ・区に提出いただいた添付書類一式はお返ししません。必要な資料があれば事前にコピーをお取り下さい。
- ・その他、ご不明な点などございましたら、下記担当までご連絡ください。



【担当】

〒164-8501 東京都中野区中野4-11-19

中野区役所 住宅課 住宅政策係（窓口9階）

Tel: 03-3228-5564 Fax: 03-3228-5668

最後にもう一度、確認書交付にあたって、要件チェック

	チェックポイント	確認事由	・
1	相続開始直前まで、被相続人が一人で住んでいたか （老人ホーム等入所の場合を除く）	本当に空き家となっていたのか	<input type="checkbox"/>
2	昭和56年5月31日以前の建築物か	旧耐震基準であること	<input type="checkbox"/>
3	区分所有建物ではないか	分譲マンション等は不可	<input type="checkbox"/>
4	相続又は遺贈により土地及び家屋を取得しているか	生前贈与は不可	<input type="checkbox"/>
5	平成28年4月1日～令和5年12月31日までの間に譲渡しているか	期間の要件を満たしているか	<input type="checkbox"/>
6	相続日から3年後の年末までに譲渡しているか	期間の要件を満たしているか	<input type="checkbox"/>
7	相続時から譲渡時まで、事業、貸付及び居住の用に供されていないか	空き家であったこと	<input type="checkbox"/>
8	売却代金が1億円以下か（共有の場合は、合計が1億円以下か）	制度の適用範囲か	<input type="checkbox"/>
9	家屋を耐震リフォーム（耐震性がある場合を除く）又は家屋を除却して売却したか	制度の適用範囲か	<input type="checkbox"/>